

## 「償却資産」とは

会社や個人で工場や商店を経営されている方や、農業・不動産貸付業等の事業を行っている方が、その事業のために用いることのできる構築物、機械、器具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

### ＜償却資産の申告＞

飯田市内に償却資産を所有される方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在、市内に所有する償却資産について 1 月 31 日までに申告書を提出していただくことになっています。ただし、以下の資産は申告する必要がありません。

#### 償却資産の対象外のもの

- ・自動車、軽自動車など自動車税、軽自動車税の課税対象にあてはまるもの
- ・耐用年数 1 年未満、または 10 万円未満の償却資産で消耗品として損金算入したもの
- ・ 20 万円未満の償却資産で、3 年間の一括償却を選択したもの
- ・無形固定資産（営業権・鉱業権・漁業権・ソフトウェアなど）
- ・生物（牛・馬・鶏・果樹など）

### ＜申告の注意事項＞

次の場合でも申告は必要です

- ・廃業、解散、休業、事業所の移転、住所・名称（氏名）変更等の場合でも

申告書にその旨を記載してください

- ・資産の増減がない場合や課税標準額の合計が 150 万円以下で課税されない

場合でも申告は必要です

- ・申告漏れの資産については 5 年間まで遡って課税されます

## < 「償却資産」 の具体例 >

業種別の償却資産を具体的に例示すると以下のとおりです

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、レジスター、金庫、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、内部造作、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、駐車場設備、外構、外灯、簡易間仕切り、中央監視制御装置、受変電設備等
農 業	ビニールハウス、果樹棚、耕運機、草刈機、柿むき機等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、スキャナー等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象になるものは除く）、大型特殊自動車等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸器、木工スライス盤、カンナ器、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス器、剪断器、溶接機、グラインダー等
製パン、製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習設備等
飲食店業	接待用家具、厨房用品、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、自動販売機等
小売業	陳列棚、商品陳列ケース、陳列台、自動販売機、冷凍・冷蔵庫等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、サインポール等
医（歯）業	各種医療機器、各種キャビネット等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス器、ボイラー、ビニール包装設備
不動産貸付業	受・変電設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、外灯等
駐車場業	受・変電設備、ターンテーブル、料金自動計算装置、舗装路面等

ガソリン販売業 自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、ジャッキ、照明設備、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、自動販売機等
浴場業	温水器、濾過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等

## 注意

下記の資産も償却資産として申告が必要です!!

- ・建設仮勘定に計上されている資産、償却済み資産、簿外資産であっても1月1日現在事業の用に供しているもの
- ・他の事業所に貸し付けているもの（リース資産）
- ・改良費（資本的支出として資産に計上されたもの）は本体と別に新規取得資産としての取り扱いになります
- ・遊休、未稼働の資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することのできるもの
- ・家屋に施した取り外しが容易な設備（簡易間仕切り等）や特定の生産または事業の用に供する建築設備・造作など
- ・福利厚生のために供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円以下の資産でも個別償却をしているもの